

東京税理士会日本橋支部準会員取扱細則

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この細則は、東京税理士会日本橋支部規則（以下「支部規則」という。）第31条の規定に基づき準会員の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準会員）

第 2 条 準会員とは、本会会員で本支部の税理士である会員「（以下「税理士会員」という。）」であった者が他支部へ転出した者のうち、本支部税理士会員に準じた取扱いを希望する者について幹事会でその取扱いを承認した者をいう。承認基準は別に定める。

（処遇）

第 3 条 準会員は、本支部の親睦および研修を目的とする行事に参加し、支部会報、その他必要な文書の配布を受けることができる。

2 前項のほか、互助規則の慶弔規定を準用することができる。

（会費等）

第 4 条 準会員は、支部規則第38条第1項に規定する支部会費と同額を負担する。

2 前項の会費については、支部規則第38条第2項を準用するほか、同39条第1項、同第47条の規定を準用する。

（資格喪失）

第 5 条 準会員が書面によりその取扱いの中止を申し出た場合は、書面到達の日をもってその資格を喪失する。

2 準会員が、第4条に規定する会費等を1年以上滞納したときは、自動的にその資格を喪失する。

支部長は、前各項の結果について幹事会に報告しなければならない。

（この細則の疑義の決定）

第 6 条 この細則に定めない事項について疑義が生じたときは、幹事会において決定する。

（この細則の改廃）

第 7 条 この細則を改正または廃止しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。

附 則（平成 14 年 2 月 6 日改正）
この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。